

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○東京都景観計画の変更……………

……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……

○都市計画事業の認可……………

……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……

告示 (選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消……………

公告

○建設業者に関する公告……………

……(都市整備局市街地建築部建設業課)……

告示

●東京都告示第千九十二号

景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項の規定による景観計画を変更したので、同法第九条第八項において準用する同条第六項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三十年八月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 景観計画の名称 東京都景観計画
- 二 変更点 景観重要公共施設に水元公園及び小金井公園を追加指定
平成三十年八月九日
- 三 効力の発生する日 平成三十年八月九日
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課及び東京都多摩建築指導事務所管理課

●東京都告示第千九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十年八月九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画道路事業三・三・一号ニュータウン街路十三号線
- 三 事業施行期間 平成三十年八月九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 多摩市落合二丁目及び鶴牧三丁目各地内
使用の部分 なし

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和

二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成三十年八月九日

東京都選挙管理委員会

- 施設の名称 所在地
- 湘南メデイカル記念病院 墨田区両国二丁目二十一番一号
- 町田慶泉病院 町田市南町田二丁目一番四十七号

●東京都選挙管理委員会告示第百七十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。
平成三十年八月九日

東京都選挙管理委員会

- 施設の名称 所在地
- 河井病院 新宿区西落合一丁目二十七番十号

公 告

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

平成三十年七月十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

トヨタエルアンドエフ東京株式会社

東京都品川区東品川三丁目七番六号

浅井 裕章

東京都知事許可（特一二十七）第一三五二六六号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事等の施工等を除く。）

(二) 期間

平成三十年八月十日から八月三十一日までの二十二

日間

四 処分の原因となった事実

トヨタエルアンドエフ東京株式会社は、大阪府大阪市内の工事外一件の工事において、資格要件を満たす監理

技術者を設置しなかった。このことは建設業法第二十六条第二項の規定に違反する。

また、群馬県太田市内の工事外三件の工事において、直接的雇用関係のない出向者を監理技術者又は主任技術者として設置した。このことは、建設業法第二十六条第一項及び第二項の規定に違反する。

これらのことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001